

発行日 2025年4月25日

2024年度

環境経営レポート



®環境省

エコアクション21

認証番号0000866



株式会社ヤマト製作所

運用期間:2023年11月1日～2024年12月31日

目 次

I. 組織の概要	P 1
II. 環境経営方針	P 2
III. 実施体制	P 3
IV. 環境経営目標	P 4
V. 環境経営計画	P 5
VI. 環境経営目標の実績・取組結果並びに次年度の環境経営目標	P 6
VII. 環境経営計画の取組結果とその評価並びに次年度の環境経営計画	P 8
VIII. 当社の取り組み	P 9
IX. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無	P 11
X. 代表者による全体の評価と見直し・指示	P 12

I. 組織の概要

1. 事業所及び代表者

株式会社ヤマト製作所
代表取締役社長 小木 丈生

2. 設立

1966年6月14日

3. 所在地

- ・本社・工場 静岡県浜松市浜名区尾野2285-1
- ・第2工場 静岡県浜松市浜名区尾野2112-3
- ・第3工場 静岡県浜松市浜名区於呂2645



(第2工場南棟。2023年6月末完成)

4. 環境管理責任者及び連絡先

山城大介 電話 053-589-8201
E-Mail yamato-somu@yamatoseisakusyo.co.jp

5. 事業の概要

自動二輪、汎用機のエアクリーナー・オイルクリーナーの製造、船外機用部品の製造



6. 事業規模

- ・2024年10月期売上高 2,259百万円
- ・各工場延べ床面積及び従業員数(2024年12月31日現在)

工場名	延床面積	従業員数
本社・工場	2,738 m ²	43名
第2工場	3,458 m ²	33名
第3工場	1,777 m ²	15名
合計	7,973 m ²	91名

7. 対象範囲(認証・登録範囲)

全組織・全活動及びその全従業員

II. 環境経営方針

〔環境理念〕

当社は、株式会社ヤマト製作所の「品質方針」に基づき、本業である自動二輪、汎用機のエアクリーナー・オイルクリーナーの製造、船外機用部品の製造業務を通じて、地球温暖化問題への取り組みや地域の環境活動に従業員一丸となって取り組んでまいります。

「品質方針」

品質方針の基本である「顧客の満足する商品を提供すること」を達成するために、当社では、以下に示す商品を企画し、生産し、顧客に提供する。

1. 機能が優れ、高品質の商品
2. 環境にも優しく、顧客から信頼される商品
3. 適正な利益が確保でき、コスト競争力を持った商品

法令、規制要求事項及び顧客要求事項に適合するとともに、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に取り組む。

〔基本方針〕

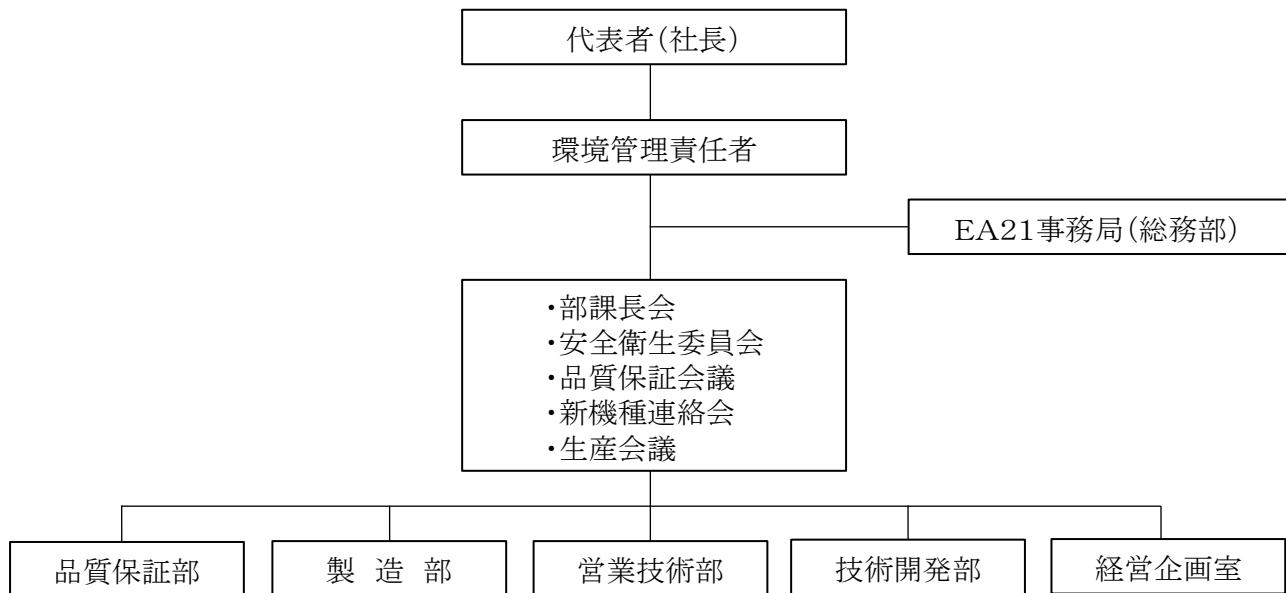
当社は、環境理念に基づき、以下の基本方針を定め、継続的な環境経営を展開します。

1. 二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、水使用量等の削減
 - (1) 電気、ガソリン等の使用量削減に努めます
 - (2) 廃棄物の削減に努めます
 - (3) 水使用量の削減に努めます
 - (4) 化学物質の適正使用に努めます
2. 環境関連法規制等の遵守
環境関連法規制を遵守します
3. 環境に配慮した製造活動
環境に優しく、顧客から信頼される商品を提供します
4. 環境経営の継続的改善
環境経営を品質マネジメントシステムに取り込み、環境に配慮した製造活動を中心に環境経営の継続的改善を行います。
5. 環境コミュニケーションの実施
 - (1) 社外に環境経営レポートを公開し、利害関係者のみならず社会とのより良いコミュニケーションを図って行きます
 - (2) 社内においては、全従業員に環境経営方針を周知し、全員参加による取り組みを目指します

制定 2019年 4月8日
改訂 2019年11月1日
株式会社ヤマト製作所
代表取締役社長 小木 丈生

III. 実施体制

(株)ヤマト製作所エコアクション21(EA21)実施体制及び役割・責任・権限



役割・責任・権限	
代表者(社長)	① 環境経営全般に関する責任と権限 ② 環境管理責任者の任命 ③ 環境経営に必要な資源の準備 ④ 経営における課題とチャンスを整理し、明確にする ⑤ 環境経営方針の制定及び改定 ⑥ 環境経営システム全体の評価と見直し
環境管理責任者	① 環境経営システム全般の運用・管理 ② 環境経営目標及び環境経営計画の作成 ③ 取組状況の社長への報告 ④ 環境経営レポートの作成
EA21事務局	① 環境負荷データ等の集計 ② 環境経営目標・環境経営計画の進行管理 ③ 「環境負荷」及び「環境への取組」の自己チェックの実施 ④ 環境管理責任者へ取組状況の報告 ⑤ 環境関連法規等の遵守状況のチェック ⑥ 文書・記録の管理
各部門長	① 部門の環境経営計画の実施 ② 部門データの集計 ③ 部門の問題点把握と是正対策の実施 ④ 部門取組状況の事務局への報告 ⑤ 部門の従業員教育
全従業員	① 自分の役割を守りエコアクション21活動を推進する

IV. 環境経営目標

- ・環境経営目標は、2019年度を基準年とした2023年度から2025年度までの3か年の中期目標を設定しました。
- ・このうち排出量及び使用量については、従来通り、「絶対量」による目標と併せ、効率性の指標として売上あたりの「原単位」による目標も設定しました。
- ・「二酸化炭素排出量の削減」目標について
2023年度以降は、基準年度の2019年度比売上が増加する前提としたことから、「絶対量」の削減は難しいですが、売上あたりの「原単位」はコンスタントに削減させるという目標値としました。
- ・「廃棄物排出量の削減」目標について
売上増加に加え、工場の建て替えや整理に伴い大量の廃棄物が発生することが予想されることから、「絶対量」の削減は難しいですが、売上あたりの「原単位」はコンスタントに削減させるという目標値としました。

No.	項目	単位	基準年度	目標		
			2019年度	2023年度	2024年度	2025年度
			2018年11月 ～ 2019年10月	2022年11月 ～ 2023年10月	2023年11月 ～ 2024年10月	2024年11月 ～ 2025年10月
1	二酸化炭素排出量の削減 (売上あたり排出量の削減)	kg-CO2 (kg-co2/百万円)	398,159 (248.85)	7% (▲18%)	4% (▲21%)	0% (▲24%)
2	廃棄物排出量の削減 (売上あたり排出量の削減)	kg (kg/百万円)	84,970 (53.11)	30% (▲1%)	25% (▲5%)	20% (▲8%)
3	水使用量の削減 (売上あたり使用量の削減)	m ³ (m ³ /百万円)	1,729 (1.08)	▲10% (▲31%)	▲20% (▲39%)	▲30% (▲46%)
4	化学物質の適正使用	—	—	適正な管理・使用		
5	環境に配慮した製品づくり	—	—	適正な管理・使用		

<備考>

1. 二酸化炭素排出量の削減について
 - (1) 生産効率の改善、省エネルギー活動等を通じ削減します。
 - (2) 各種エネルギーである「電力」「ガソリン」「軽油」「灯油」「プロパンガス」使用量をそれぞれの二酸化炭素排出係数により同排出量に引き直したうえで算出します。
 - (3) 当社における二酸化炭素排出量の8割強を占める「電力」の二酸化炭素排出係数は、中部電力 ミライズ㈱の調整後排出係数である「0.459kg-CO2/kwh(令和4年度実績、R5.12.22公表)」を使用します。
2. 廃棄物排出量の削減について
 - (1) 歩留りの改善、不良品の削減等を通じ削減します。
 - (2) 算出にあたり、産業廃棄物と一般廃棄物の廃棄量を合計します。
 - (3) 産業廃棄物の廃棄量について、100%再資源化目的で業者に引渡す分は控除します。
3. 水使用量の削減について

工程改善、節水活動等を通じ削減します。
4. 化学物質の適正使用について

当社で使用している接着剤等の化学物質は、発注先からの指定であるため削減することは難しいため定性的な目標としますが、適正に管理して環境に与える影響を最低限にするよう努めます。
5. 環境に配慮した製品づくり

—自らが生産・販売・提供する製品の環境性能の向上およびサービスの改善—

 - (1) 発注先から、使用する原料は鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の貴金属類が含まれていないものを選ぶよう厳しい指示がなされています。当然に当社自らも生産・販売・提供する製品の環境性能の向上およびサービスの改善に努めます。
 - (2) 本項目は数値目標の設定が難しいため、定性的な目標とします。

V. 環境経営計画

(運用期間:2023年11月～2024年10月)

環境活動項目	責任者	確認頻度
二酸化炭素の削減	車の効率運転	総務部長 毎月
	無人の時は照明の電源OFF	総務部長 毎月
	エアコンの設定温度を夏季28℃、冬季20℃に設定	総務部長 毎月
	エアコンフィルターの定期清掃	総務部長 5・11月
	第一種特定製品の3カ月点検	製造課長 1・4・7・10月
	製造工程の見直し(6部署が各1件実施)	製造課長 毎月
	コンプレッサーのエア漏れチェック	製造課長 毎月
	5S活動の実施	製造課長 每月
廃棄物の削減	組立係、工程内不良の削減(2023年比30%削減)	品質保証課長 毎月
	成形係、工程内不良の削減(2023年比30%削減)	品質保証課長 毎月
	加工係、工程内不良の削減(2023年比30%削減)	品質保証課長 毎月
	「コンテナの回収品目一覧」に基づく廃棄物選別の徹底	総務部長 毎月
	マニフェストによる産廃物の適正処理の確認	総務部長 毎月
	コピー用紙の両面使用および裏紙による再利用	総務部長 毎月
	ペーパーレス化	総務部長 毎月
水使用量の削減	節水(出し過ぎ、締め忘れ)の点検	総務部長 每月
化学物質の適正使用	使用化学物質のIMDSデータシート提出	技術開発部長 都度
	使用化学物質のSDS入手	技術開発部長 都度
	化学物質の購入量把握	製造課長 毎月
	保管・使用・廃棄時における適正使用量の維持	製造課長 毎月
環境に配慮した製品づくり	リスクアセスメントの実施(化学物質も含む)	製造課長 毎月
	新規製品で環境に配慮した材料及び構造の検討(新機種連絡会)	技術開発部長 毎月
	適正在庫達成のための納期短縮と製品LT短縮	製造課長 毎月
その他の活動	照度測定	製造課長 6・12月
	クレーン点検	製造課長 毎月・年次
	ポーリフト点検	製造課長 毎月・年次
	フォークリフト点検	製造課長 毎月・年次
	防災訓練	総務部長 12月

VI. 環境経営目標の実績・取組結果並びに 次年度の環境経営目標

<2024年度(2023年11月～2024年12月)の環境経営目標の実績>

(四捨五入)

No.	項目	単位	基準年度	運用期間			
			2019年度	2024年度			
			2018年11月～ 2019年10月	2023年11月～2024年12月 (14か月間)			
			基準値	実績値	実績削減率	目標削減率	確認結果
1	二酸化炭素排出量の削減	kg-CO2	338,377	440,405	30.2%		
			42,982	23,597	▲45.1%		
			134	1,408	950.1%		
			6,633	5,281	▲20.4%		
			10,033	1,796	▲82.1%		
			398,159	472,487	18.7%	4%	×
	(売上あたり排出量)	(kg-CO2/ 百万円)	(248.85)	(181.17)	(▲27.2%)	(▲21%)	(○)
2	廃棄物排出量の削減	kg	82,670	58,395	▲29.4%		
			2,300	3,320	44.3%		
			84,970	61,715	▲27.4%	25%	○
	(売上あたり排出量)	(kg/百万円)	(53.11)	(23.66)	(▲55.5%)	(▲5%)	(○)
3	水使用量の削減	m ³					
			1,729	1,030	▲40.4%	▲20%	○
	(売上あたり使用量)	(m ³ /百万円)	(1.08)	(0.39)	(▲63.9%)	(▲39%)	(○)
4	化学物質の適正使用		適正に管理して環境に与える影響を最低限にするよう努めた				
5	環境に配慮した製品づくり		環境に配慮した製品づくりに努めた				
参考	売上高	百万円	1,600	2,608	63.0%		

<評価コメント>

1. 決算期の変更に伴う運用期間の一時的な変更について

2024年度より、決算期を従来の10月期から12月期に変更しました。

これに伴い、2024年度に限り算定期間を2か月加えて14か月間としました。

2. 二酸化炭素排出量の削減について

2024年度の排出量は、基準年度の2019年度比で18.7%増加しました。これは、今年度に限り運用期間を14か月に延長したことに加え、1か月あたりの売上高が増加したことにより、同期間の売上高が63.0%増加したためです。

一方で以下の活動を実施したことから、原単位（売上あたりの排出量）では▲27.2%の削減となりました。

- ・当社における二酸化炭素排出量の9割を占める電力について、2018年9月から2019年1月にかけ全社工場・事務所の電灯や水銀灯を全てLED照明に切り替えましたが、その効果が持続しました。
- ・射出成形機については、2022年度の6台、2023年度の4台に続き、2024年度も4台入替するなど、生産設備の省エネルギー化も並行して推進しました。

3. 廃棄物排出量の削減について

2024年度の廃棄物排出量は、以下の活動を実施したことから、2019年度比▲27.4%の削減となりました。

- ・工場内整理に伴う廃棄物の排出量が、予想に比べて少なかった。
 - ・2022年度より、廃プラスチックについて再資源化できるものを分別のうえリサイクル業者へ処理を委託しました。
 - ・2022年度から2024年度にかけて、射出成型時に発生する樹脂の不要物（スプルー・ランナー・ゲート）を粒状（ペレット）にして再利用するための粒断機を導入しました。
- 2020年度に作成した、産業廃棄物を投入するコンテナに回収可能な品目と不可能な品目の一覧表に基づき、今後も分別廃棄を徹底し、処理時の廃棄物削減を図ってまいります。

4. 水使用量の削減について

2019年度より2023年度にかけ、射出成形機の冷却用として水の循環装置順次導入したことで、従来の垂れ流しだけの冷却水の使用がなくなり、水使用量は2019年度比▲40.4%削減しました。

<次年度の環境経営目標>

運用期間を2025年1月～12月に変更します。

VII. 環境経営計画の取組結果と その評価並びに次年度の環境経営計画

(運用期間:2023年11月～2024年12月)

環境活動項目		責任者	スケジュール	年間	年間評価コメント
二酸化炭素の削減	車の効率運転	総務部長	毎月	○	近距離移動には、軽自動車・二輪車を使用 フォークリフト2台をガソリン車からEV車へ入替(全台EV車へ入替)
	無人の時は照明の電源OFF	総務部長	毎月	○	休憩時及び無人スペースの消灯をこまめに行つた
	エアコンの設定温度を夏季28℃、冬季20℃に設定	総務部長	毎月	△	夏季の猛暑及び冬季における設定温度を厳守できなかつた
	エアコンフィルターの定期清掃	総務部長	5・11月	○	フィルターの清掃、業者の点検を行つた
	第一種特定製品の3カ月点検	製造課長	1・4・7・10月	○	全部署が3カ月点検を実施し、故障箇所を修繕した 点検作業が困難であったエアコンの室外機について、設置場所を移動させた
	製造工程の見直し(6部署が各1件実施)	製造課長	毎月	○	6部署が1件毎の改善を実施。エアドライバーの電動化、射出成形機をトン数(規模)毎にまとまるよう配置換えし金型の移動作業を削減した等
	コンプレッサーのエア漏れチェック	製造課長	毎月	○	各部署が毎月点検を実施し、異常があつた箇所は修繕した
	5S活動の実施	製造課長	毎月	△	全体的にしっかりと取り組んでいるが一部整理整頓で劣る箇所がある 来期はリーダーが講習を受講のうえ一步踏み込んだ5S活動へと進化させたい
廃棄物の削減	組立係、工程内不良の削減(2023年比30%削減)	品質保証課長	毎月	○	主にネジ締め工程・リベット組付工程・サブASSY接着工程の改善により、工程内不良を30%削減
	成形係、工程内不良の削減(2023年比30%削減)	品質保証課長	毎月	○	外観・溶着・成形項目について31%の工程内不良を削減
	加工係、工程内不良の削減(2023年比30%削減)	品質保証課長	毎月	○	主に濾紙折り及びカット工程での位置ずれ改善により、工程内不良を30%削減
	「コンテナの回収品目一覧」に基づく廃棄物選別の徹底	総務部長	毎月	○	「リサイクルグリーンコンテナ回収品目一覧」を掲示し選別を徹底した
	マニフェストによる産廃物の適正処理の確認	総務部長	毎月	○	マニフェストをJWネット(REMSS:廃リサイクルーンの電子システム)により管理
	コピー用紙の両面使用および裏紙による再利用	総務部長	毎月	○	両面コピーおよび裏紙の再利用を行つた
	ペーパーレス化	総務部長	毎月	○	会議時のノートPC及びモニター利用、製作作業手順書・日報のPC・タブレット使用等
水使用量の削減	節水(出し過ぎ、締め忘れ)の点検	総務部長	毎月	○	射出成形機の冷却用水循環装置を導入し、クーリングタワーを全面廃止したことで水使用量が大幅に削減された
化学物質の適正使用	使用化学物質のIMDSデータシート提出	技術開発部長	都度	○	顧客からの要求通り確実に発行できている(年間で562件のIMDSを提出)
	使用化学物質のSDS入手	技術開発部長	都度	○	注文書の発注数とその購入履歴から把握できている(年間で3件のSDSを受領)
	化学物質の購入量把握	製造課長	毎月	○	副資材注文プログラムで化学物質の購入量を把握し、必要最小限の水準に留めた
	保管・使用・廃棄時における適正使用量の維持	製造課長	毎月	○	成形係は、材料使用量計算プログラムを活用して購入し適正量を維持 他の係も、ダブル便方式で注文し適正量を維持
環境に配慮した製品づくり	リスクアセスメントの実施(化学物質も含む)	製造課長	毎月	○	各部署の進捗状況を安全衛生委員会で定期的に確認するなど、PDCAを徹底した
	新規製品で環境に配慮した材料及び構造の検討(新機種連絡会)	技術開発部長	毎月	○	顧客と調整しながら、環境に配慮した材料および構造の選定を継続している
	適正在庫達成のための納期短縮と製品LT短縮	製造課長	毎月	○	部品はシステムでLTを管理のうえ在庫数を決定し、材料は毎週在庫確認のうえ必要数を注文するなど、適正在庫管理を実施している
その他の活動	照度測定	製造課長	6・12月	○	年2回実施し、適正な照度が確保されていることを確認
	クレーン点検	製造課長	毎月・年次	○	クレーンは月次点検と年次点検を確実に実施。不具合箇所は業者によって全て修理済みである
	ボーリフト点検	製造課長	毎月・年次	○	月次点検チェックシートにより担当者が点検実施 年次点検は専門業者に委託し、必要に応じ修繕を実施
	フォークリフト点検	製造課長	毎月・年次	○	月次点検チェックシートにより担当者が点検実施 年次点検は専門業者に委託
	防災訓練	総務部長	12月	○	12月に全社員の避難訓練、10月に製造部の消火訓練を実施した

確認結果:○(良くできた) △(まあまあできた) ×(できなかつた)

<次年度の環境経営計画>
運用期間を2025年1月～12月に変更します。

VII. 当社の取り組み

射出成形機を18台入替
自動取出機を5台導入
(節電)

樹脂パレット熱風乾燥機を
18台入替(節電)

ねじ締めロボットを1台導入
(節電)



ゲート等の不要樹脂を再利用するための
粒断機を9台導入(廃棄物削減)

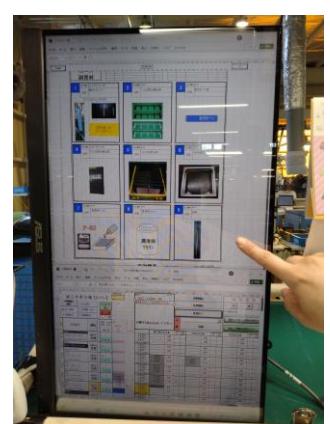
再資源化できる廃プラスチックを分別(廃棄物削減)



射出成形機の
冷却用水循環装置を12台導入し、
クーリングタワーを廃止(節水)

作業教育者に
呼び出しウォッチを装着し、
迅速・確実に呼び出す(効率化)

作業手順書、
作業日報のPC化、
タブレット化(ペーパーレス化)



全従業員による避難訓練および消火訓練(2024.12.2)



リサイクルボックス内の廃プラスチック材発火を想定した消火訓練(2024.5.17)



年末大清掃(2024.12.27)



IX. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、 並びに違反、提訴などの有無

1. 環境関連法規などの遵守状況

当社に適用される環境関連法規等の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

評価日 2025年4月25日
評価者 環境管理責任者 山城 大介

No.	環境関連法規等名称	条文	遵守事項	適用を受ける製品、設備等	結果
1	家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	廃棄時の適正処理	冷蔵庫、テレビ、エアコン等	○
2	小型家電リサイクル法 (使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)	第7条	事業者等の責務 パソコン、複写機の回収リサイクル	リサイクルした複写機の導入→23.1.24FAX&コピー機	○
3	廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第12条第2項	廃棄物が運搬されるまでの適正な保管	各工場に保管場所(コンテナ)の設置及び表示	○
		第12条第5項・第6項	廃棄物の運搬・処理を委託するにあたっての適正な処理	外部委託処理の書面契約(運搬・処理)	○
		第12条第7項	委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況等を実地に確認	排出事業者による産業廃棄物の処理が適正に行われているかどうか一連の工程確認	○
		第12条の3 第12条の5	電子マニフェストの管理	電子マニフェスト伝票照合 電子マニフェスト状況報告書	○
		浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況等を実地に確認		○
4	振動規制法	第8条第1項	特定施設の種類及び能力ごとの数(使用の方法) 変更届出	昭和52年提出済 平成21年7月7日届出済 ・合成樹脂用射出成形機 ・紙加工機械	○
		第5条 浜松市告示 第335号	<規制基準の遵守> 昼間(午前8時から午後8時まで):70デシベル 夜間(午後8時から翌日の午前8時まで):65デシベル	<規制基準>	○
5	浄化槽法	第10条	保守点検の実施	浄化槽(第3工場のみに設置) (有)ジェーン一東海:保守点検 (株)ハマセイ東海:清掃 (財)静岡県生活科学検査センター:法定検査	○
		第10条	清掃の実施		○
		第11条	年1回の法定検査の実施		○
6	消防法	第8条	防火管理者の選任、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施等	火災報知器、消火器 西遠消防機具(株)による保守点検 年2回(6月・12月)	○
		第17条	消防用設備等の設置・維持 (消火器の期限切れのチェック)		○
		第17条の3の3	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検 及び報告(設備機器の定期的保守点検)		○
	浜松市火災予防条例	第33条	指定可燃物の消防署への届出及び取扱い場所に数量の表示を掲示	合成樹脂類等3t以上	○
7	労働安全衛生法	第57条の2 第2項	SDSの入手、液状物質チェック 化学物質リスクアセスメントの実施	エアークリーナー製造接着時	○
8	フロン排出抑制法		エアコン等の点検の義務化	第一種特定製品 (業務用エアコンの室内・室外機)	○

<備考>

1. 評価判定:○(できた) × (できなかった)

2. 違反、訴訟などの有無

その他、当社に対し関係機関からの指摘および利害関係者からの訴訟はありません。

X. 代表者による全体の評価と見直し・指示

作成 2025年4月25日

1 ・見 直 し 関 連 情 報	項目	確認 : (必要に応じて評価・コメント記載)
	1 エコアクション21文書	<input checked="" type="checkbox"/> 記録・文書として作成しました
	2 環境経営目標及び目標達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 二酸化炭素総排出量の削減が未達となりました
	3 環境経営計画及び取り組み実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組みます
	4 環境関連法規要求一覧及び遵守状況	<input checked="" type="checkbox"/> 記録に記載しました
	5 外部コミュニケーション・対応記録	<input checked="" type="checkbox"/> 苦情等には速やかに対応しました
	6 問題点の是正・予防措置の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 目標・計画の運用を続け、状況を判断します
	7 取引先、業界、関係行政機関、 その他の外部動向	<input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組みます
	8 その他()	<input type="checkbox"/>

2 ・ 代 表 者 に よ る 全 体 評 価 ・ 見 直 し 指 示	2024年度は、当社の「環境経営方針」に則り、「工程内不良の削減」など28の活動に全員が真面目に取り組みました。その結果、「廃棄物排出量の削減」「水使用量の削減」等について目標を達成することができました。一方で「二酸化炭素排出量の削減」については、原単位(売上あたりの排出量)では目標を達成できましたが、総排出量では売上高(生産量)の増加もあり目標を達成できませんでした。これらの項目は当社のみならず社会的にも大きな意義があることから、これからも工夫を凝らし削減を進めていかなければなりません。	
	2025年度も引き続き、環境経営を品質マネジメントシステムに取り込み、環境に配慮した製造活動を中心に環境経営の継続的改善を行っていきましょう。そして、各自の役割が企業経営のみならず個々の従業員にとっても有意義となるよう進めていきましょう。	

2025年4月25日

株式会社ヤマト製作所

代表取締役社長 小木 丈生

見直し項目		変更の必要性	「有」の場合の指示事項等
1 環境経営方針	有・無		
2 環境経営目標	有・無		
3 環境経営計画	有・無		
4 環境に関する組織(実施体制含め)	有・無		
5 その他のシステム要素	有・無		
6 その他(外部への対応)	有・無		